運営指導における自主返還が生じた場合の流れ

監査指導課	指定介護事業者等	東三河広域連合介護保険課	国保連合会
①自主点検の指示	②点検結果報告書等の作成・提出（利用者ごとの介護給付費明細書（過誤・再請求分）も併せて提出してください。		
③点検結果報告書の内容確認、自主返還の指導 **※監査指導課の確認が終わるまでは、返還手続きを行わないでください。**	④過誤申立依頼書の提出 ※利用者に対し、自主返還を行うことの説明をしてください。	※通常過誤もしくは同月過誤の申し立てを国保連合会にしてください。 ※同月過誤の場合は国保連合会へ過誤（差額調整）計画書の提出と東三河広域連合介護保険課にご連絡ください。 ただし、同月過誤をする場合は１事業所につき50件以上の過誤調整がある場合に限ります。 ※生活保護受給者の公費の返還については、各市町村生活保護担当課にご相談ください。	⑤データ送付
	過誤調整の方法によって各機関とのやり取りが異なります。		
	⑥国保連合会から「介護給付費過誤決定通知書」が送付され過誤調整が完了となります。 ※監査指導課へ返還完了報告書の提出をしてください。 ※利用者に対し、利用者負担額を返還してください。		
⑧返還完了報告書の受理	⑦返還完了報告書の送付		